

訴 状

2019年6月20日

東京地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人

弁護士 山 本 裕



原告

(送達場所) 〒170-0002

東京都豊島区巢鴨3丁目25番3号

大橋デンタルビル2階

原告訴訟代理人

弁護士 山 本 裕 夫

TEL 03 (5394) 7701

FAX 03 (5394) 3533

被告

〒169-0071

東京都新宿区戸塚町一丁目104番地

被告 学校法人 早 稲 田 大 学

上記代表者理事長 田 中 愛 治

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 金 6,600,000円

貼用印紙額 金 38,000円

請 求 の 趣 旨

- 1 被告兩名は原告に対し、各自、金550万円及びこれに対する訴状送達の日
の翌日から支払済まで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告学校法人早稲田大学は原告に対し、金110万円及びこれに対する訴状送
達の日
の翌日から支払済まで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は被告らの負担とする。

との判決並びに仮執行宣言を求める。

請 求 の 原 因

第1 当事者

- 1 原告は、XXXXXXXXXX大学法学部を卒業後、2015年4月に同大文学部の聴講
生となり、さらに2015年9月に被告学校法人早稲田大学（以下「被告早稲
田大学」という。）の文学学院の現代文芸コース（2016年春学期から開
始）の入学試験に合格し、2016年4月から2018年3月まで同学院に
大学院生として在籍し、後記のとおり、被告 **W** のセクシャルハラスメントの
被害にあったものである。
- 2 被告 **W** は、被告早稲田大学を卒業後、近畿大学文芸学部教授などを経
て、2008年4月から早稲田大学文学学院教授となり、2018年7月ま
で在職していたものである。
- 3 被告早稲田大学は、大学、高等学校、中学校、専門学校、その他の研究施設
を設置し、真理の探究と学理の応用につとめ、学芸を教授し、その普及をはか

り、有能な人材を育成することを目的とし、目的を達成するため、学校を設置することを目的とする学校法人である。

被告早稲田大学の学術院のうちの文学学術院には、文化構想学部、文学部、文学研究科などが設けられ、このうち文化構想学部内には文芸ジャーナリズム論系など6つの論系があり、大学院には現代文芸コース（大学院修士課程）がもうけられている。前記文芸ジャーナリズム論系の教員は、学部学生の講義と同時に前記の現代文芸コースのゼミを担当し、2016年4月当時12名が所属し、被告Wもその一員であった（甲1，2）。

第2 被告Wのハラスメント行為

- 1 原告は、2015年9月に同学術院現代文芸コースの入学試験を受験して合格した。原告は創作に関心があり、その著書を読んで感銘を受けていたH教授のもとで勉強したいと考え、アンケート及び面接で、指導教官としてはH教授を希望したが、その意思に反して、文芸批評家である被告Wが原告の指導教官となった。被告Wは、原告の合格後すぐ、すなわち春学期の半年も前から原告に同被告の講義を受講するように言い渡した。
- 2 そして被告Wは、合格発表以降、原告に対し、以下のとおりセクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント及びパワーハラスメントにあたる悪質な行為を繰り返した（甲3，甲4，甲6～9）。
 - ①原告が短パンや短いスカートをはいていると、原告の足元を凝視した。
 - ②原告に対し女性としての品定めをするように「かわいい」などと外見について発言をした。
 - ③電車の中で必然性のない不必要な身体的接触をした。
 - ④エレベーターの中や現代文芸コースの飲み会で、原告の肩を押したり、頭を触ったり、背中を何回も押したりした。
 - ⑤口頭試問の打ち上げの席で原告が「寄付」して下さいと言ったのに対し、「キス」といって顔を近づけていったほか、他の院生を前に原告の個人的事情について発言した。
 - ⑥雨の中自転車に通学し、上着がぬれたまま授業に出席したところ、授業を中断し、原告に対して隣の学生の上着を借りるように命じ、原告がその指

示に従って上着を脱ぐと、その様子を眺めて原告に対し「(上着の下が)裸だったらどうしようと思った」と発言した。

⑦原告に度々電話をし、原告が接触を避けたいとの思いから電話に出ないと「なんで出ないんだ」と叱責した。

⑧原告に2人きりで食事に行くことを求め、その食事の席では、自分の手をつけたものを原告に渡したり、原告が食べているものをつったりすることを頻繁に行った。

⑨ゼミの飲み会にも原告の意思に反して深夜2時までの出席を強いられた。

⑩原告が創作の拠り所としていた村上春樹、河合隼雄、ユングらの作家・作品・思想を「死ぬ」などの表現まで用いて罵倒し、それらを信奉する者は馬鹿であると授業中公言することによって、原告の能力が低いと思わせるような環境を作り出した。

⑪「おにぎりを買ってこい」などと私用を自習中の原告に命じた。

3 そうしたうえで、2017年4月20日、被告Wは原告に対し「詩を見てやるから」と声を掛け、原告を食事に連れだし、レストラン「コットンクラブ」で、「卒業したら女として扱ってやる」「俺の女にしてやる」と発言した。原告はこの発言に衝撃を受け、その場から逃げだし、近くのレストランにいた先輩達に助けを求めた(甲3, 4, 6~9)。

4 しかるに被告Wは、4月27日には、同被告のゼミが始まる前に、同被告が研究室に呼び出すつもりでした電話に原告が出なかったとして詰問し、ゼミ修了後、原告が出席する他の教員の飲み会に案内するように要求し、原告はこれを断ると、強引に出席して原告をにらみつけるなどの行為をし、さらに、5月にキャンパス内で原告と遭遇した際、前記の行為について謝罪することもなく、「卒業できるんですか」「単位は大丈夫なんですか」と笑いながら声を掛けるなどして原告を威圧した(甲3, 4, 6~9)。

5 以上のように、被告Wはその指導的立場に乗じて原告にセクハラ行為及びパワハラ行為を繰り返し、この重大な人権侵害行為によって原告に甚大な精神的苦痛を与えた。

第3 被告早稲田大学の対応の誤り（原告退学まで）

原告は、以上の重大な人権侵害を受けて、被告早稲田大学の教員に被害を訴え出たが、被告早稲田大学の教員は、以下のとおり、事件の隠蔽と事態の收拾及び被告 **W** の擁護を優先し、原告の被害救済を蔑ろにした（甲3, 4, 5, 甲10, 11）。

1 **M** 教授の対応

(1) 原告は友人とともに2017年4月24日に、当時現代文芸コースの主任であった訴外 **M** 教授（以下「**M**」という）に相談をした。

ところが **M** は、

- ①相談の冒頭から「面倒なことに巻き込まれるのは嫌だな」などと繰り返し述べて真摯に対応しようとせず、
- ②原告が被告 **W** に「俺の女になれ」と言われたなどの被害を申告すると、早稲田大学の他学部の教授が、異常なメールを女性に送りつけるなどした件を取り上げ、その事案との比較からも「大したことない」「セクハラというのはもっとすごいやつだ」と発言し、
- ③そのうえ「君がホワッとしているせいでつけこまれる」「君は視線の動かし方が変だ」「君には隙がある」「男性を勘違いさせてしまうような挙動がある」などという趣旨の発言をして、原告に落ち度があるかのように述べ、
- ④ハラスメント委員会や学術院事務所には口外しないように何度も述べて原告に口止めをした。

このため、原告は、むしろ深刻に受け止めた自分が悪かったのかと羞恥心や罪悪感に苛まれ、口外しては周囲の人に迷惑をかけるのではないかと恐れを抱くに至った。

さらに、後記の指導教員の変更の話が出て以降も、**M** は当初は「教官変更もしてほしくない」「しばらく様子を見よう」などと発言し、その後も「ハラスメント委員会にいくと調査とかとても煩雑で大変なんだよ」「外に言わないでほしい」「内々に収束させたい」「内密にしたい」などと繰り返し述べて、事態の收拾をはかろうとするばかりであった。

(2) その後、**T** 助教、**H** 教授及び **P** 教授の尽力で指

導教員は被告 **W** から **H** 教授に変更されるに至ったが、この変更にあたって原告が学術院事務所でハラスメント防止室等での面談を勧められたことを **M** に話すと、**M** は同年5月11日「(学術院) 事務所に具体的なことを話したのでしょうか」「あまり広まらないようにしたほうがいいと思いますので、慎重にして下さい」と原告にメールを送って口止めの徹底をはかろうとした(甲5)。

(3) さらに前記友人が被告 **W** から原告への謝罪がないことに憤り、**M** を再度訪れた際には、**M** は「セクハラが公になるとコースの存続が危ぶまれる。被告 **W** が功労者であるので内密にしたい」「ここで収めたほうがいい」と述べるなど、原告の被害救済より事態の收拾と隠蔽を優先し、それどころか、事態收拾のために原告に対し、被告 **W** に「詫びの言葉があると良いのではないか」とメールで送り(5月15日)、被害者である原告に被告 **W** への謝罪を要求した(甲5)。

(4) このような **M** の行為は、重大な人権侵害行為の事実を目の当たりにしながら、被害者に寄り添うどころか、逆に被害者を貶めてセクハラの二次被害を発生させるものであり、なおかつ口止めと隠蔽により人権侵害を埋もれさせ、被害救済の道を狭め、被害者をさらに追い詰めるものであったと言ふべきである。

2 **I** 准教授の対応

同じく文芸・ジャーナリズム論系の **I** 准教授は、後記のとおり被告 **W** の「弟子」と目されていた人物であるが、前記の指導教員の変更の頃からその講義において原告を前にして被告 **W** を賛辞する発言を繰り返し、被告 **W** の下ネタやセクハラ発言は子どもっぽいだけだと述べて被告 **W** を擁護しようとした。また、原告のセクハラ告発に協力しようとした教員に発言を控えるように圧力をかけ、さらに、2018年1月には、原告に対し、「君がここまで成長できたのは **W** 先生のおかげなんだからちゃんとお礼を言ってあげて。もうおじいちゃんなんだから」と被告 **W** にお礼をするように申し向け、前記のセクハラ発言をなきものにしようとした。

3 退学への経過

このように原告は、創作への夢をもつてのぞんだ大学という場で、被告 **W**

によりひたすら女として興味本位に取り扱われ、創作の道を台無しにされたうえ、被告 W 以外の複数の教員の対応も、被告 W のために口止めを働きかけるなど人権侵害行為の隠蔽と事態の收拾を優先し、被害者の被害救済に背を向けるもので、それどころか二次被害まで引き起こすものであった。そのうえ、大学内のハラスメントは止まず、原告の精神的苦痛は増すばかりで、原告は被告早稲田大学に深い失望を覚え、前記コースにおいて学術研究や創作に取り組むことは精神的に困難となっていた。

唯一、すでに取り組んでいた修士論文だけは完成させようと考え、そのために既に契約していたTA（ティーチング・アシスタント）に必要な限度で、しかも付添を頼んで行くとき以外は、被告 W と会うことのないようにキャンパスへ行くこともなくなっていき、修士論文の審査を経た後の2018年3月をもって被告早稲田大学を退学した。

第4 被告早稲田大学の対応の誤り（原告退学後）

1 原告が退学した後の、2018年4月、教育・総合科学学術院の男性教員の学生に対するセクハラによる懲戒処分事案が報道された（甲16）。面識のあった学生の意に反して2人で食事をして映画を見たり、手をつないだりしたという事案で、これを知った原告は、被告 W らの上記の行為が処分に値するものであったこと、これを隠蔽しようとした M らの行動が極めて不適切なものであったことを理解することができた。

2 ハラスメント防止室の対応

(1) そこで、原告は2018年4月16日、意を決して被告早稲田大学のハラスメント防止室に連絡をとったが、その際同防止室の対応は、以下のようなものであった（甲3）。

①在学中に被害を受けた退学者の訴えは取り上げないかのような対応をした（甲19）

②必ず本人が申し立てに来ること及び面談にさらに複数回にわたり来室することを要求した

③郵送での受付を認めなかった

④代理人による申立を認めず、親族の同行も原則として認めないというこ

とであった

さらに、同年4月23日、原告は家族同伴でハラスメント防止室に面談に赴いたが、そこで対応した相談員は、申立、相談にあたって録音を認めず、相談員が氏名を名乗ることもなかった。

- (2) こうしたハラスメント防止室の対応は、それまで置かれていた環境や周囲の圧力に縛られ、被害を訴え出ることでもできなかった被害者の心情に寄り添うものとはいいがたく、配慮を著しく欠いた対応は甚だ不適切で、一層原告の精神的被害を増大させるものであった。

3 リスクおよびコンプライアンス委員会の調査

その後、親族の訴え等により、被告早稲田大学の総長直属機関であるリスクおよびコンプライアンス委員会が本件の調査を行うこととなったが、その調査は以下のとおり、甚だ不十分なものであった（甲8～11）。

- (1) 第1に、被告 **W** の原告に対するセクハラ行為を一定の範囲で認めたものの、被告 **W** の他のハラスメント行為及び他の教員のハラスメント行為に関する調査は極めて不十分であった。
- (2) 第2に、被告 **W** のセクハラに対する他の教員の対応も、被害救済より事態の收拾と隠蔽を優先するものであり、とくに **M** の行為は原告に二次被害までもたらすものであったが、同委員会は、**M** をはじめとする教員の問題行動については、教員の言い分のみを取り上げ、原告の提出した証拠のうち教員の言い分と異なる証拠はことごとく無視する一方、原告の側では検証のしようもない根拠の定かでない資料を持ちだし、教員に不利な認定は極力避けるものとなっていた。このため原告はそうした点での補足・追加調査、再調査を求めたが、同委員会はこれらの調査を一切行おうとしなかった（甲10, 13）。

構成すら明らかにされない調査委員会のもとの、不十分な調査、不公正な事実認定、そして不合理な評価に基づく調査結果は、大学ぐるみでセクハラ、パワハラを隠蔽しようとするもので、**M** 及び **I** に対する処遇は「訓戒」にとどまった（甲14）。

4 セクハラ申告に対する被告早稲田大学の対応の誤り

このように、退学後、原告は別のセクハラ事件の報道をきっかけにようやく

相談に出向いた被告早稲田大学のハラスメント防止室では、被害者に寄り添うことのない同室の対応に失望させられ、さらにリスクおよびコンプライアンス委員会の調査においては、上記のとおり大学ぐるみでセクハラ、パワハラを隠蔽しようとする実態に直面せざるをえなかった。

被告早稲田大学のこうした対応は、原告をより一層深く傷つけるものとなったし、手抜き調査による安易な処遇の結果、本事案の後も現代文芸コースではパワハラ事案があらたに表面化している。

第5 被告らの責任

1 被告 W の責任

- (1) 被告 W は学生・院生の学問・研究を援助し、成長を保障すべき職務上の立場にあったものである。しかも、被告 W は文芸ジャーナリズム論系、現代文芸コースの教員の中でも指導的な立場にあったものであり、その意味で学生・院生に対する指導上の責任は重く、その指導上の立場を乱用してセクハラ、パワハラ行為を行い学生・院生の人格を傷つけ、精神的な苦痛を与え、その成長の場を奪うことなどあってはならないことであった。それにもかかわらず、被告 W は、原告以前にも学内ですでにセクハラ行為を繰り返していた。
- (2) そのうえさらに被告 W は、原告の現代文芸コースの入学試験に際して、創作を希望した原告の意思に反して、個人的な思惑から原告の指導教官となったうえ、入学前に原告に被告 W のゼミの聴講を命じ、前記第2の2⑩のとおり原告が創作の拠り所としていた作家・作品・思想を罵倒し、「被告 W 以外の教員は原告の入学に反対していた」と虚言を述べて原告を被告 W に従属するしかない状況に追い込んだうえで、入学以降の講義においては原告を一方向的に貶め、原告の能力が低いと思わせて、原告を精神的に追い詰めていった。そして被告 W は原告の指導教員の地位にあるうえに、こうした一連の行為を通じて原告を精神的に支配し、圧倒的に優越的な立場を築いた上で、こうした不均衡な関係を利用して原告を囲い込み、上記のようなハラスメント行為を繰り返したうえで、男女関係を強要しようとしたものであり、その行動は計画的で、きわめて悪質である。

(3) とりわけ、「卒業したら女として扱ってやる」「俺の女にしてやる」との発言は、原告を一個の人格として、また学問研究の主体として尊重するのではなく、もてあそびの対象として扱おうとするものであり、また、既婚者である被告 **W** が自らの指導学生である原告に対し法律婚の枠外で性的関係を求めるもので、言語道断の行いというほかない。

(4) そしてこうした被告 **W** の行為のほか、前記第3の **M**、**I** らの行為もあいまって原告は退学を余儀なくされたものである。厳密に言えば、退学によりほとんど意味を失った授業料分だけでも経済的に相当な損失となるが、それ以上にこれらの被告らの行為により原告の蒙った精神的痛手は計り知れない。この当時、原告は精神の安定を失い、カウンセリングに通うことを余儀なくされ、学会で被告 **W** と同席することとなって精神的動揺が著しくなったときは、心療内科に通院する事態ともなった。

こうした精神的苦痛を金銭的に評価するのは容易ではないが、あえてこれを金銭で評価するとした場合、金500万円を下ることはない。

2 被告早稲田大学の責任（原告退学前）

(1) 被告早稲田大学は、同大学に在籍する学生・院生のために、良好な教育・学習・研究環境を提供し、セクハラ及びパワハラ等により学生・院生の教育・学習・研究の環境や権利が阻害されることのないよう配慮する義務を負うものである。したがって、ハラスメント行為が蔓延しようとしている場合にはこれを根絶し、あるいは防止し、適切な教育・学習・研究の環境を提供する義務があるというべきである。

(2) しかるに被告早稲田大学においては、近時、ハラスメントが蔓延している。

ア 報道を見るだけでも、本件の前後で、セクハラ、パワハラ事案が次々と報告されている。

① 2015年10月、法学部の男性教授による教え子に対するセクハラが報道された（甲15）。

② 2018年4月、教育・総合科学学術院の男性教授による教え子に対するセクハラとこれを理由とする懲戒処分が報道された（甲16）。

③ 2019年2月、商学学術院の男性教授による学生及び職員に対するセクハラ及びパワハラを理由とする解任処分が報道された（甲17）。

イ 文学学術院においても、在籍期間の長い教員、学生・院生にとっては、被告 **W** のセクハラは、半ば公然の秘密であった。原告が前記のとおり、**M** に被告 **W** のセクハラについて相談に行ったところ、**M** は「師匠の方か、弟子の方か」と尋ねてきたほどであり（この場合、「師匠」は被告 **W** を、「弟子」は **I** 准教授を指す）、このことは被告 **W** のセクハラが常態化していたことを示している。それにもかかわらず、**M** をはじめコース内の少なからぬ教員はこれを知っていながら放置していたのであり、このことも本件を引き起こす原因の一つを形成していた。

ウ この点だけでも、被告早稲田大学は、学生・院生に良好な教育・学習・研究の環境を提供し、セクハラ・パワハラを防止する義務を果たしていなかったといえることができる。

(3) また、被告 **W** の原告に対するセクハラ行為は、同被告を雇用していた被告早稲田大学の事業の執行についてなされたものであり、同被告が原告に加えた損害について、被告早稲田大学もまた被告 **W** と連帯して使用者責任を負うとともに（民法715条）、被告 **W** は被告早稲田大学の上記債務の履行補助者であるから、被告早稲田大学は不完全履行を理由とする責任も負うべき立場にある。

(4) さらに、原告がこの人権侵害行為による被害を相談・申告した後の、**M** や **I** らの、口止め等事態の収拾と人権侵害行為の隠蔽を優先する行為、被害者救済にあたるどころか二次被害まで引き起こした行為は、被告早稲田大学の事業の執行について、もしくは被告早稲田大学の上記債務の履行補助者としてなされたものであるから、(3)と同様に、被告早稲田大学が責任を負うべき立場にある。

(5) 従って、被告早稲田大学は、少なくとも被告 **W** が負うのと同様の損害賠償責任を負うべきである。

3 被告早稲田大学の責任（退学後）

上記の2(1)のとおり被告早稲田大学は原告に対し、良好な教育・学習・研究環境を提供し、セクハラ及びパワハラ等により学生・院生の教育・学習・研究の環境や権利が阻害されることのないよう配慮する義務を負い、しかも、その義務に反して原告に上記の損害を与えたのであるから、信義則上、原告が

退学したのちもその被害の回復に尽くすべき義務を負っていたところ、退学後上記の被害の相談・申告をした原告に対する同大学ハラスメント防止室の対応は、被害者の心情に寄り添うどころか、被害者への配慮を著しく欠いた不適切な対応に終始し、さらにリスクおよびコンプライアンス委員会の、不十分な調査、不公正な事実認定、そして不合理な評価に基づく調査結果は、大学ぐるみでセクハラ、パワハラを隠蔽しようとするもので、原告を一層精神的に追い詰めるものであった。

原告退学後の被告早稲田大学のこうした対応は上記の義務に反するとともに、被告早稲田大学総体として不法行為を構成するもので、もって原告に一層の精神的苦痛を与えるものであり、これによる精神的損害を金銭的に評価すれば金100万円を下らない（甲18の1，2）。

- 4 原告は原告訴訟代理人に被告らに対する損害賠償請求の交渉及び訴訟の提起・遂行を依頼したが、これらの損害額のうち10%に相当する金額は被告らにおいて負担すべきものである。

第6 結論

よって、

- 1 原告は被告Wに対しては不法行為を理由として、被告早稲田大学に対しては使用者責任もしくは不完全履行を理由として、連帯して、慰謝料500万円及び弁護士費用分50万円の合計金550万円並びにこれに対する本訴状送達の日から支払済まで年5分の割合による民法所定の遅延損害金の、
- 2 原告は被告早稲田大学に対し、第5の3の債務不履行または不法行為を理由として、慰謝料100万円及び弁護士費用分10万円の合計金110万円並びにこれに対する本訴状送達の日から支払済まで年5分の割合による民法所定の遅延損害金の
- 3 各支払を求める。

証 拠 方 法

- 1 甲第1号証（早稲田大学組織図）

- 2 甲第2号証 (文芸ジャーナリズム論系教員一覧)
- 3 甲第3号証 (苦情申立書)
- 4 甲第4号証 (陳述書)
- 5 甲第5号証 (メール)
- 6 甲第6号証の1, 2 (プレジデント)
- 7 甲第7号証の1~4 (朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、東京新聞)
- 8 甲第8号証 (被告早稲田大学調査結果)
- 9 甲第9号証 (被告早稲田大学インフォメーション)
- 10 甲第10号証 (被告早稲田大学調査結果)
- 11 甲第11号証 (原告の申入書)
- 12 甲第12号証 (原告の申入書)
- 13 甲第13号証 (被告早稲田大学の回答書)
- 14 甲第14号証 (被告早稲田大学インフォメーション)
- 15 甲第15号証 (ウェブサイト・産経ニュース)
- 16 甲第16号証 (ウェブサイト・朝日新聞デジタル)
- 17 甲第17号証 (ウェブサイト・日本の科学と技術)
- 18 甲第18号証の1, 2 (東京新聞)

附 属 書 類

- | | | |
|---|--------|----|
| 1 | 甲号証の写し | 3通 |
| 2 | 資格証明書 | 1通 |
| 3 | 訴訟委任状 | 1通 |